

第五次長野市総合計画 後期基本計画 策定方針（案）

長野市

1 趣 旨

この策定方針は、平成 29 年度から令和 8 年度を計画期間とする第五次長野市総合計画の後期基本計画策定に係る基本的事項を定める。

2 計画の名称

「第五次長野市総合計画 後期基本計画」とする。

3 計画の期間

令和 4 年度（2022 年度）を初年度とし、令和 8 年度（2026 年度）を目標年次とした 5 か年計画とする。

4 計画の対象地域

現行行政区域とするが、連携中枢都市圏構想等の広域的行政の推進により、必要に応じ区域外も含めることとする。

5 策定の留意点及び計画推進重点テーマ

人口減少、少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の流行による社会経済情勢の大きな転換期を迎えることが予想される。さらに、令和元年東日本台風災害を教訓に、長野市災害復興計画を踏まえ、防災・減災対策に取り組む必要がある。

したがって、行政はこれまでの実績や経験を踏まえた上で、新たな視点と柔軟な行財政運営を進めることが求められる。

後期基本計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に特に留意することとする。また、計画推進重点テーマについてもこれらの視点で設定する。

- (1) 後期基本計画と長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を統合し、後期基本計画を総合戦略と位置付ける。
- (2) 前期基本計画と総合戦略の現状と課題を検証し、新たな視点に着目する。
- (3) 持続可能な社会の実現に向けて、SDGsの視点を取り入れ、社会、環境、経済の 3 側面から統合的に取り組む。
- (4) 総合戦略を統合するため、人口減少の課題解決に対しては、前期基本計画に引き続き分野横断的に取り組む。
- (5) 主に産業・経済分野において、長期的な視点からの取組みが必要なものは、長野地域経済成長けん引プロジェクトチームが作成した「長期戦略 2040」の計画と整合を図る。
- (6) 厳しい財政状況下にあるため、限られた経営資源を効率的に配分し、状況

に即した実効性のあるものとする。

(7) 各部局の個別計画とは、情報交換、情報共有を十分に行い、整合を図る。

6 市民参加

広範な市民ニーズを計画に反映するため、次のとおり様々な手段を活用して市民の意見を求めることとする。

(1) 市民アンケート調査

市内在住の18歳以上の男女5,000人の市民に対し、前期基本計画の基本施策に設定した91の指標に対する意識調査を行う。(企画課)

(2) 幸せ実感モニター調査

市内在住又は通勤・通学の17歳以上の男女190人に、一定期間継続的に同一者への調査(定点観測)を行い、施策の評価や市民意識の推移を調査する。(企画課)

(3) まちづくりアンケート

市内在住の18歳以上の男女5,000人の市民に対し、市政に対する市民ニーズ、市が実施する事業に対する考え方、意見、優先度などを調査する。(広報広聴課)

(4) みどりの移動市長室 (※実施された場合)

市長が出向き、さまざまな団体の活動や地域の取り組みを視察しながら、意見交換を行う。(広報広聴課)

(5) 各種団体からのヒアリング (※照会等の重複がないよう担当課に確認の上実施)

各施策に関連する団体に、前期基本計画の課題について意見を聴取する。

(6) 若者からの提案【長野市未来政策アイデアコンペティション】

長野県立大学生に長野市の課題解決や活性化に向けた政策のアイデアを提案してもらい、若者の意見として、総合計画審議会において発表予定。

(7) (仮称)みらいカフェ(※新型コロナウイルス感染症予防により実施方法検討中)

計画答申後、市民及び審議会委員の参加による意見交換の場を設定する。なお、そこで出た意見は、パブリック・コメント扱いとする。

(8) パブリック・コメント

計画答申後、内容について「まちづくり意見等公募制度」に基づくパブリック・コメントを実施する。

7 策定体制

(1) 庁外体制

① 長野市総合計画審議会(本会)

今年度10月に長野市総合計画審議会(以下「審議会」という。)へ後期基本計画策定について諮問し、計画案をまとめていただくものとする。

市は、審議会の答申(計画案)を最大限に尊重し、後期基本計画を決定する。

② 作業部会(分科会)

審議会の下部組織として、審議会委員及び必要に応じてオブザーバーを構成員とする「作業部会」(分科会)を設置する。

なお、部会構成はSDGsの視点を取り入れ、社会、環境、経済の3部会とする。

(2) 庁内体制

① 総合計画推進本部会議及び専門部会の設置

計画案については、進捗具合に応じて、適宜、総合計画推進本部会議に諮るものとする。

また、推進本部会議の下部組織として関係課長で構成される専門部会を設置する。

なお、総合計画推進本部会議委員(特別職を除く。)は必要に応じて、総合計画審議会に出席するものとする。

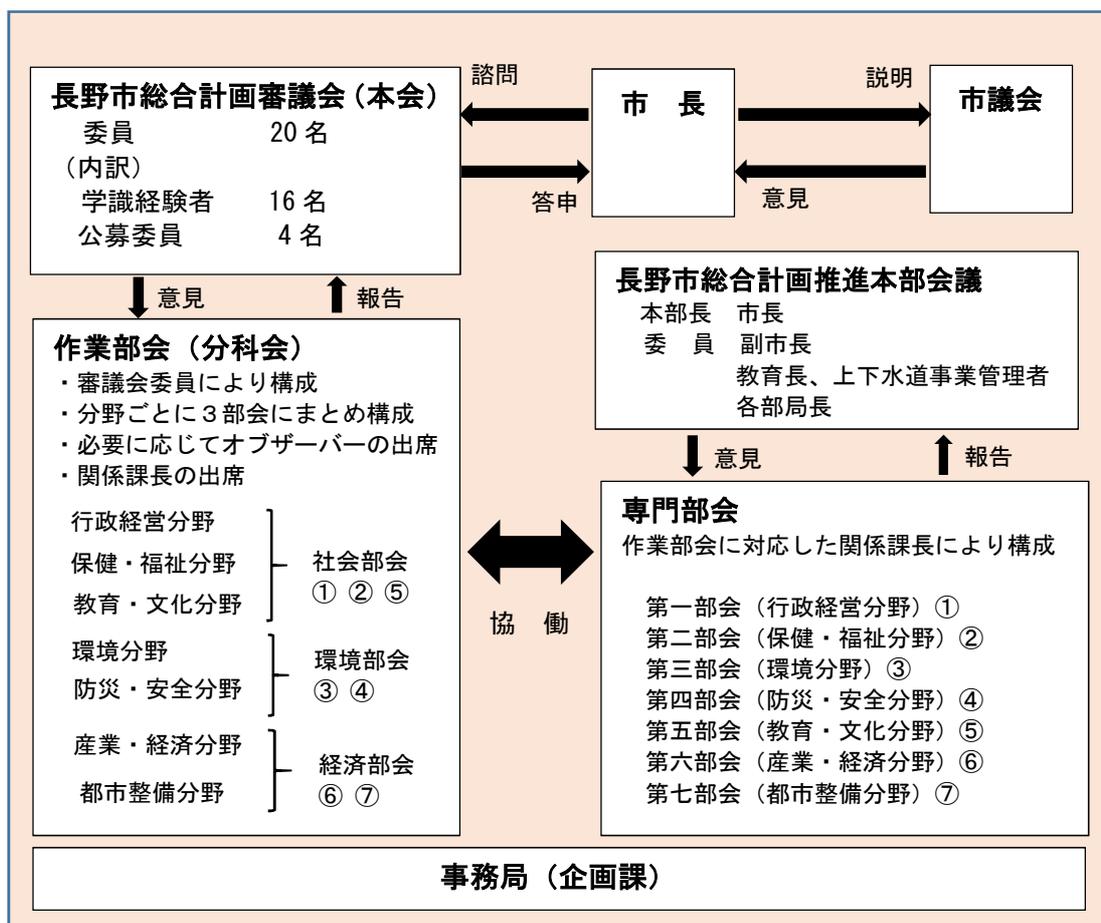
また、作業部会へは関係課長は専門部会員として出席する。

② 各部局・所属

関係課の職員は、必要に応じて作業部会に出席する。

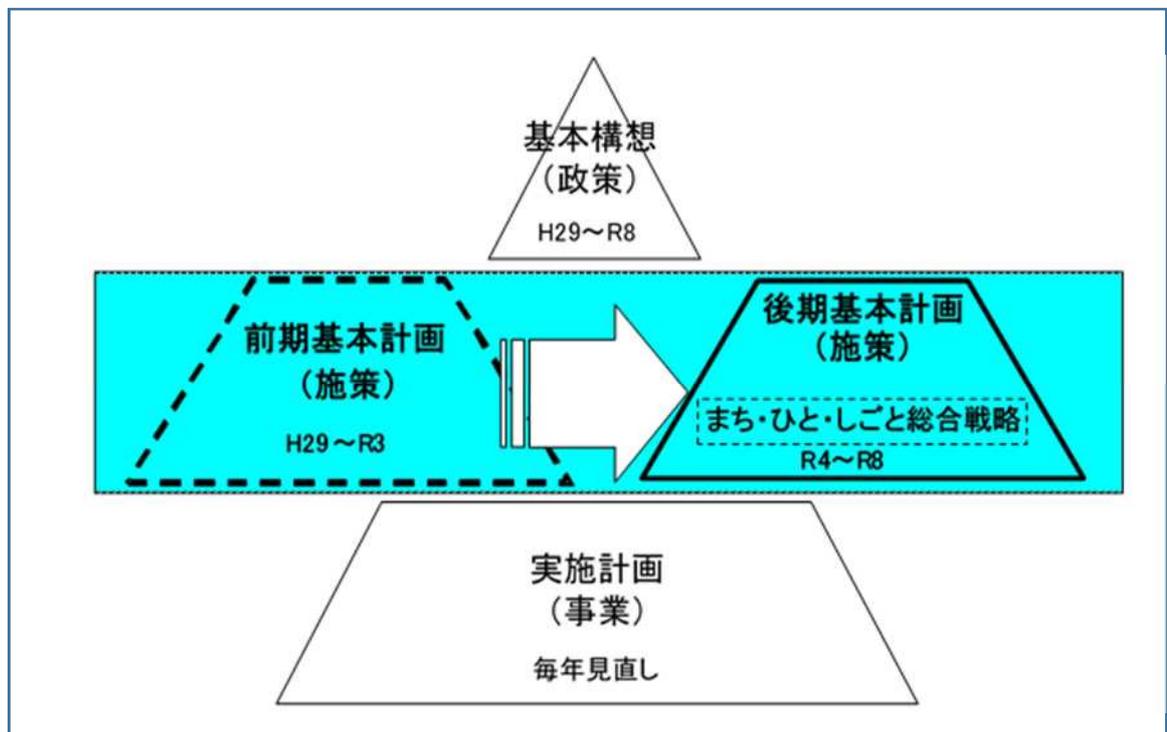
③ 主管課

策定の主管課は、企画政策部企画課とする。

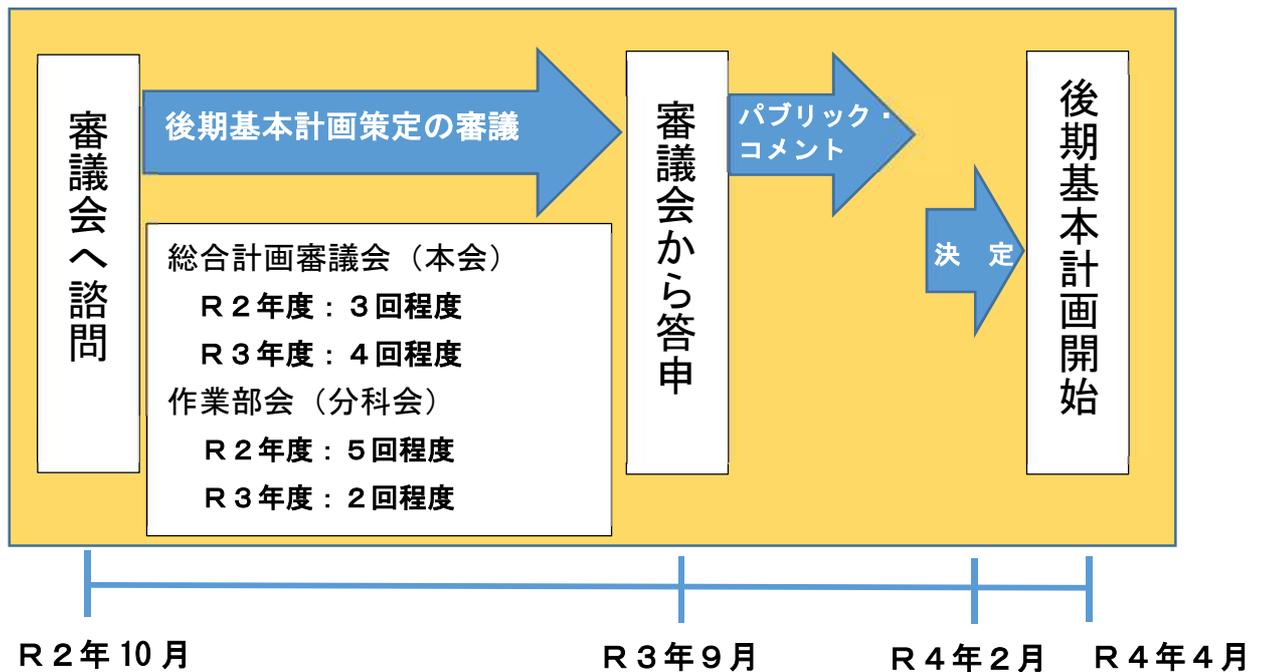


8 計画の体系

後期基本計画は、前期基本計画を検証した上で、基本構想の実現に必要な体系と内容で策定する。(別紙1参照)



9 スケジュール



第五次長野市総合計画の体系

体系		基本構想		
まちの将来像	分野	基本構想	政策	
幸せ実感都市『ながの』 『オールながの』で未来を創造しよう	1 行政経営の方針【行政経営分野】	1 市民が主役のまちづくりの推進	1 市民が主役のまちづくりの推進	
			2 将来にわたり持続可能な行政運営の確立	
		2 人にやさしく人がいきいき暮らすまち『ながの』【保健・福祉分野】	1 少子化対策、切れ目ない子ども・子育て支援	1 少子化対策、切れ目ない子ども・子育て支援
				2 生きがいのある豊かな高齢社会の形成
				3 だれもが自分らしく暮らせる社会の形成
	4 安心して暮らせる健康づくりの推進			
	5 人権を尊ぶ明るい社会の形成			
	3 人と自然が共生するまち『ながの』【環境分野】	1 環境に負荷をかけない持続可能な社会の形成	1 環境に負荷をかけない持続可能な社会の形成	
			2 自然と調和した心地よい暮らしづくりの推進	
	4 安全で安心して暮らせるまち『ながの』【防災・安全分野】	1 災害に強いまちづくりの推進	1 災害に強いまちづくりの推進	
			2 安心して暮らせる安全社会の構築	
	5 豊かな心を育み人と文化が輝くまち『ながの』【教育・文化分野】	1 未来を切り拓く人材の育成と環境の整備	1 未来を切り拓く人材の育成と環境の整備	
			2 豊かな人生を送るための学習機会の提供	
			3 魅力あふれる文化の創造と継承	
			4 スポーツを軸としたまちづくりの推進	
			5 国際交流・多文化共生の推進	
	6 産業の活力とにぎわいのあふれるまち『ながの』【産業・経済分野】	1 魅力を活かした観光の振興	1 魅力を活かした観光の振興	
			2 活力ある農林業の振興	
			3 特色を活かした商工業の振興	
			4 安定した就労の促進	
	7 快適に暮らし活動できるコンパクトなまち『ながの』【都市整備分野】	1 いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりの推進	1 いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりの推進	
2 拠点をつなぐネットワークの充実				

7分野

22政策

計画推進重点テーマと関連の強い令和2年度の主要事業が含まれる施策に、重点●を記載(○)はテーマ番

計画推進重点テーマ		前期基本計画		
テーマ1	テーマ2	施策	重点	
『魅力ある地域づくり』 『暮らし続けられる環境づくりに向けて』 『安心して暮らす』 『ともに支える』	『交流人口の増加に向けて』 『新しい人の流れをつくる』	『仕事が生まれる』『企業が育つ』 『いつまでも健康に暮らす』『元気な身体をつくる』	1 市民とともにつくる市政の推進	重点1●
			2 市民によるまちづくり活動への支援	重点1●
			1 効果的で効率的な行政運営の推進	重点1●
			2 市民の満足が得られる市政の推進	重点3●
			3 地方中核都市としての役割の遂行	重点3●
			1 結婚・妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援	重点3●
			2 子どもの成長を育む環境の充実	重点3●
			3 社会的援助を必要とする家庭等の自立支援	重点3●
			1 高齢者の社会参加と生きがいづくりの促進	重点1・3●
			2 高齢者福祉サービスの充実	重点3●
			1 障害者(児)福祉の充実	重点3●
			2 認め合い、支え合い、活かす合う地域社会の実現	重点3●
			3 生活の安定と自立への支援	重点3●
			1 健康の保持・増進の支援	重点3●
			2 保健衛生の充実	重点3●
			3 地域医療体制の充実	重点3●
			1 人権尊重社会の実現	重点1●
			2 男女共同参画社会の実現	重点1●
			1 低炭素社会の実現	重点1●
			2 循環型社会の実現	重点1●
			1 豊かな自然環境の保全	重点1●
2 良好な生活環境の保全	重点1●			
1 防災・減災対策の推進	重点1●			
2 消防力の充実・強化及び火災予防	重点1●			
1 交通安全対策の推進	重点3●			
2 防犯対策の推進	重点3●			
3 安全な消費生活の確保	重点3●			
1 乳幼児期から高等教育までの教育の充実	重点2●			
2 子どもに応じた支援の充実	重点2●			
3 家庭・地域・学校の相互連携による教育力向上	重点2●			
1 生涯学習環境の充実	重点2●			
2 学習成果を活かした地域づくりへの参加促進	重点2●			
1 多彩な文化芸術の創造と活動支援	重点2・3●			
2 文化の継承による魅力ある地域づくりの推進	重点2●			
1 だれもがスポーツを楽しめる環境づくりの推進	重点2●			
2 スポーツを通じた交流拡大の推進	重点2●			
1 国際交流活動の推進	重点2●			
2 多文化共生の推進	重点2●			
1 豊富な観光資源等を活かした観光交流促進	重点1・2・3●			
2 インバウンドの推進	重点1●			
3 コンベンションの誘致推進	重点1●			
1 多様な担い手づくりと農地の有効利用の推進	重点1●			
2 地域の特性を活かした生産振興と販売力強化の促進	重点1●			
3 森林の保全と資源の活用促進	重点3●			
1 商工業の強化と環境整備の促進	重点3●			
2 地域の特性が光る商工業の推進	重点3●			
3 新たな活力につながる産業の創出	重点2・3●			
1 就労の促進と多様な働き方の支援	重点1●			
2 勤労者福祉の推進	重点1●			
1 地域の特性に応じた都市機能の充実	重点1●			
2 暮らしを支える生活機能の維持	重点1●			
3 多世代のだれもが暮らしやすいまちづくりの推進	重点1●			
4 地域の特色を活かした景観の形成	重点1●			
1 地域のまちづくりと一体となった公共交通の構築	重点1●			
2 拠点をつなぐ交通ネットワークの整備	重点1●			

55施策

※後期基本計画の作成はこの部分になります。